許可番号第 6610046625 号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　大阪府大阪市大正区鶴町四丁目１２番２７号

氏　名　株式会社さつき

代表取締役 皐月　篤

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長　横山　英幸

許可の年月日　令和８年４月２０日

許可の有効年月日　令和１５年４月９日

１．事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

１．廃酸　３．紙くず　５．繊維くず

２．廃アルカリ　４．木くず　６．ゴムくず

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む　以上６種類

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

１．汚泥　３．廃プラスチック類　５．金属くず　７．がれき類

２．廃油　４．動植物性残さ　６．ガラスくず

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む

ただし、積替え保管を行うものについては石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く　以上７種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地：大阪市大正区鶴町四丁目１２番２７号

(2) 面積：６６$m^2$

(3) 保管上限：２０６$m^3$

(4) 積み上げ高さ：４ｍ

(5) 産業廃棄物の種類：汚泥、廃油、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く、水銀使用製品産業廃棄物を含む）

３．許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

４．許可の更新又は変更の状況

平成１４年４月１０日　当初許可

令和８年４月２０日　許可更新

COPY

５．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　無